

子発 0330 第 2 号  
障発 0330 第 1 号  
平成 30 年 3 月 30 日

各 

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 108 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方を願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 第 1 改正政令の内容

児童扶養手当等の手当額については、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）等に基づき「自動物価スライド制」が採られており、その具体的な改定額は、政令によって規定することとされている。

平成 28 年の年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）に対する平成 29 年の物価指数の比率はプラス 0.5%であったことを踏まえ、平成 30 年度の手当額を引き上げるものである。

### 第 2 平成 30 年度以降の手当額

#### 1. 児童扶養手当

児童扶養手当の基本額は、全部支給の場合、「月額 42,500 円」となること。

受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は「0.0187630」となり、これにより、手当の支給の制限の額は「月額 10 円～32,470 円」、手当の支給の制限を受ける者に係る児童扶養手当の基本額は「月額 42,490 円～10,030 円」となること。

また、2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、

- ・ 第2子の全部支給の場合、「月額10,040円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は、「0.0028960」となり、これにより、手当の支給の制限の額は「月額10円～5,020円」、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額は「月額10,030円～5,020円」となること。
- ・ 第3子以降は、全部支給の場合、1人につき「月額6,020円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は、「0.0017341」となり、これにより、手当の支給の制限の額は「月額10円～3,010円」、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額は「月額6,010円～3,010円」となること。

2. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の額は、障害児1人につき、2級の場合「月額34,430円」、1級の場合「月額51,700円」となること。

3. 障害児福祉手当

障害児福祉手当の額は、「月額14,650円」となること。

4. 特別障害者手当

特別障害者手当の額は、「月額26,940円」となること。

5. 福祉手当（経過措置分）

福祉手当（経過措置分）の額は、「月額14,650円」となること。